告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県飯能県土整備事務所にお その関係図面は、 平成二十七年八月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境 いて一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 伊 藤 雅 幸

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 飯能下名栗線

三 道路の区域

新	旧	旧 新
一地先から同市大字上赤工字山根の能市大字原市場字原郷六三四番		区間
七・四九~一九・五三	七・四九~	(メートル) 敷地の幅員
〇・〇五一		(メートル)
自転車歩行者道整備工事		備考